

期間業務職員の募集について

内閣府地方創生推進事務局では、期間業務職員の募集を行います。

1. 採用予定官職

期間業務職員（地方創生推進事務局）

※非正規雇用

2. 業務内容

地方創生推進事務局で行っている以下の業務について補助業務を行っていただきます。

○地方創生関係の交付金に関すること

3. 職務内容

一般事務

（電話・メール・来客対応、ＰＣによる資料作成、会議の準備補助業務、その他常勤職員の補助的な業務を行っていただきます。）

4. 募集人数

1名

5. 募集対象

（１）高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる方

（２）基礎的なパソコン操作が可能な方（Word、Excel 等）

なお、以下に該当する方は、今回の募集に応募できません。

○日本国籍を有しない者

○国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者

○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

6. 採用予定日、雇用期間

（１）採用予定日

令和7年7月1日（予定）

（２）雇用期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日

（採用後、1か月間は条件付採用期間となります。）

※勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再採用されることもあります。

7. 給与

(1) 日給

10,490円～13,330円

上記の金額は、法律等の改正及び施行に伴って変更する場合がありますので、ご承知おきください。

(2) 支払日

原則毎月16日（給与期間（月の初日から末日まで）の勤務実績に基づき、翌月の16日に支給）

(3) 諸手当

通勤手当（給与法及び人事院規則等の規定により算定した額を支給、定期券にあっては原則として6箇月定期券分を支給、マイカー通勤不可）、

住居手当（月額28,000円以内、支給条件に該当する方のみ）

(4) 超過勤務手当

実績に応じて超過勤務手当が支給されます。

(5) 賞与

一定の条件を満たした場合、賞与が支給されます（年2回（6月及び12月））。

8. 退職手当

一定の条件を満たした場合、国家公務員退職手当法が適用され退職手当が支給されます。

9. 加入保険等

雇用保険、健康保険（国家公務員共済組合制度（短期給付））、厚生年金保険に加入。

※国家公務員退職手当法が適用された場合、雇用保険は適用除外となります。

※再採用により一定条件下で1年を超えて勤務した場合、厚生年金保険は国家公務員共済組合制度（長期給付）への加入に切り替わります。

10. 身分・服務

国家公務員法を適用（非常勤職員）

11. 勤務条件

(1) 勤務時間

原則として午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までの60分間は休憩時間）（土、日、休日を除く。必要に応じ超過勤務あり。）

(2) 休暇

年次休暇10日（半年経過後に付与。再採用時に繰越可。）、病気休暇10日、夏季特別休暇3日（7～9月に取得可能。）

1 2. 勤務地

内閣府地方創生推進事務局

東京都千代田区永田町 1－6－1 中央合同庁舎 8 号館

<所在地地図>



1 3. 応募方法

(1) 提出書類

履歴書・職務経歴書（市販のもので可、写真添付）

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、赤色で「**期間業務職員応募書類在中**」と記載のこと）

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1－6－1

内閣府地方創生推進事務局 地方創生交付金チーム 宛

(4) 提出締切

令和 7 年 6 月 2 日（月）必着（※持ち込み不可）

※選考は、応募書類が到着し次第順次行い、採用内定者が決定し次第、締切りとさせていただきます。

1 4. 選考方法

1 次選考 書類審査

2 次選考 面接

書類審査（1 次選考）の結果、面接（2 次選考）を行うことになった方のみ、2 次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

※応募書類は、原則返却いたしませんのでご了承ください（責任放棄いたします）。

15. その他

採用後は、マイナンバーカードを身分証として使用することとしておりますので、あらかじめカード取得の手続きをしていただくことになります。

16. 問合せ先

内閣府地方創生推進事務局 地方創生交付金チーム

電話 03-3581-4212